

跡見学園短期大学紀要刊行規定

第一条 跡見学園短期大学は、本学における研究の向上と交流とをはかり、かつそれを通して学界に寄与するために、紀要を発行する。

第二条 紀要は年一回発行する。

第三条 紀要の編集は学術委員会がこれにあたる。

第四条 紀要の投稿規定は別に定める。

第五条 本規定の改正は教授会の決定による。

付則 本規定は昭和五十三年十月十六日より実施する。

紀要投稿規定

一、本学紀要への投稿は原則として本学専任教員とする。ただし、非常勤教員が投稿を希望する場合は、本学専任教員の推薦があるものに限りこれを認める。

二、投稿は未発表原稿に限る。

三、投稿の締切日は十二月十五日とする。

四、原稿は学術委員会に提出する。

五、原稿は原則として図表を含めて四〇〇字詰原稿用紙四〇枚前後とする。

六、特に教授会の承認を得たものについては、別冊として刊行することができる。

七、校正は執筆者校正とする。

八、投稿者には本誌三部と別刷三〇部を無料配布する。

以上

本号執筆者

教授 小松登美

助教授 小高晋二

〃 湯沢賢之助

跡見学園短期大学紀要 第16集

昭和五十五年三月二十六日 印刷
昭和五十五年三月三十一日 発行

編集者 跡見学園短期大学
学術委員会

印刷者 大日本法令印刷株式会社

発行所 112 東京都文京区大塚一―五―二
跡見学園短期大学
電話(九四二)八二六(代)七